

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会

世界文化遺産特別委員会推薦候補選定小委員会の設置について

平成27年4月20日

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会

世界文化遺産特別委員会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会として、世界遺産条約第11条2に基づき、ユネスコ世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる資産の候補（以下「世界文化遺産推薦候補」という。）を選定するに際し、暫定リスト掲載案件のうち、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会（以下「特別委員会」という。）が決定した案件について、自治体から提出される推薦書素案に基づき、推薦準備状況の審議を行うため、特別委員会に推薦候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

2. 調査審議事項

- (1) 世界文化遺産推薦候補の選定に関する事
- (2) その他上記(1)に関連する事

3. 小委員会の構成等

- (1) 小委員会に属すべき委員は、特別委員会の委員長が指名する。
- (2) 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する特別委員会の委員のうちから互選により選任する。
- (3) 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員のうちから委員長のあらかじめ指名する者がその職務を代理する。

4. 議事の公開について

特別委員会の例によるものとする。

5. 庶務

この小委員会の庶務は、文化財部記念物課が参事官（建造物担当）の協力を得て処理する。